

## 令和6年度第6回 下関市環境審議会 議事録

日 時：令和7年3月11日（火）14:00～16:00

場 所：下関市リサイクルプラザ啓発棟3階 第2研修室

出席者：委員13名（欠席5名）、事務局5名

### 1 開 会

資料確認の後、本審議会が原則公開であること、議事録作成について説明を行った。

### 2 議 事

#### (1) 下関北九州道路 環境影響評価準備書について

##### ア 事務局説明

資料1により、答申案について事務局から説明を行った。

#### 【主な質疑等】

##### (1) 下関北九州道路 環境影響評価準備書について

発言者	発言内容
会長	【1全般について】 まず全般についてですけど、(1)と(2)は事業を行う者、まだ決まっていないですけど事業者に対してダイレクトに届く内容です。(3)については、事業者だけではやりきれない部分について言及していますので、都市計画決定権者の山口県としてしっかりやってくださいよと、その辺りもご意見いただければと思います。
A委員	新しくできる道路と既存の道路の接続部分は、結構渋滞するのではないかと思います、それが上手に記載されていると思います。語尾については、十分な配慮を行うこととありますが、もう少し強く言っていただけたらいいと思います。
会長	まず全般について確認していただきたいので、1の(1)につい

	てはどうですか。
A委員	1全般（1）はこの内容で結構です。
会長	つづいて1全般の（2）についてお願いします。
B委員	関係行政機関と十分に協議を行うこととありますので、配慮した結果、報告して協議するというのが、事業者の方にも意識付け、伝わるのかなと思いますので、私としてはこの文言で理解いたしました。
会長	会場、オンラインの皆さん、ご意見ありませんか。では1全般（3）についてお願いします。
C委員	何点か意見があります。まずひとつ目、本事業者の実施者が実施する事後調査評価ではという条件書きが書いてありますが、現在の準備書の中では、事後調査は行わないという記載がほとんどではなかったかと思います。そうすると、事後調査評価では吸収されないというより、本事業の実施者では十分吸収されないこととなる。要するに事後評価以外も含め、他に影響が出た場合、事後調査は行わないと記していますので、本当に問題が発生した場合は行うのでしょうか、道路部分で事後調査を行う必要がなかったとしても、既設道路部分で影響した場合には加味していただきたいということなので、ここの表現は事後調査評価に限定されない方がいいのかなと思いました。2点目が、下関都市計画道路ネットワーク全体への環境影響というところの、全体という表現ですけれども、この中でネットワーク全体のどこかに影響が及ぶということを含んでいるという意味なのか、ネットワーク全体への影響なのかということだと思う。おそらく一番影響が出るのは、彦島道路なり彦島内の道路の部分での影響が出てくるので、その都市計画道路ネットワーク全体でなくても、例えば一部の既設道路なりに影響が出た場合でも、都市計画決定権者には適切に対応していただきたいという意味で、下関都市計画道路のネットワークと書くか、既設の下関都市計画道路と書くか、少し表現を修正して

事務局	<p>いただいて、全体が広く取れるようにしていただけるとありがたいと思います。</p> <p>まず1つ目ですが、おっしゃるとおり事業者は今準備書には、鳥類のところ以外は事後調査をするとは書いていません。とはいえ、必要に応じて事後調査を行うという説明が前回までの審議会でありましたので、その部分も含めてこの表現でいけるかなと思いましたが、このとおり書かれていますと、限られた事後調査だけのものに限定されるという誤解も与えかねませんので、事業者が実施するものというような、本事業の実施者、今まだ決まっておりませんが、事業者がやられるものだけでは足りないということ、もう少し広く取れるような形の表現に変えさせてもらいます。一番分かりやすい例が、本事業の実施者では吸収されないが実施する事後調査評価というところを落とさせていただいて、分かりやすい表現に変えさせていただきます。2つ目ですが、都市計画道路ネットワーク全体という表現を使わせていただいているのですが、委員からの意見にもありましたが、どうしても接続する、近接する道路に一番影響を与えるのかなということで、そこを踏まえた表現に改める形で考えていきたいと思います。なお、皆様の方から良い表現がありましたらご意見いただけたら幸いです。</p>
会長	<p>2つ目の意見、ネットワーク関係のところですね、ここで述べるのは1全般についてなので、あまり細かく書いてしまうと、今度個別2の(1)と被ってくるのでできませんので、全体を見据えた表現というものをいったん検討いただけますでしょうか。事務局は対応お願いいたします。冒頭のところ、少し実施者が実施するというあたり、言葉が被っていますのでくどいかなと思っていましたので、委員から提案いただいた、実施者による、実施者ではになるのかな、表現的なことかと思いますが、委員のご意見を基に検討いただければと思います。全般について、この3つを通して何かありましたらお願いします。</p> <p>もう一つ気になっていたのは、都市計画決定権者として適切に対応することという結びになっているんですけど、下関市長に対</p>

	<p>する答申なので、都市計画決定権者が既設の対応をすることかどうかでしょう。答申の書き方は慣れないものですが、都市計画決定権者として対応することと市長に対して答申することはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>主語は明確になるように、都市計画決定権者にやっていただきたい内容なので変更いたします。</p>
会長	<p>1 全般について、他にありませんか。</p>
B委員	<p>(2) のところ、必要に応じてというところが、こういった文章の書き方に慣れていないので、事業者が必要と感じるかどうかと基本的に必要ないと思うんだろうなと思ひまして、とはいってもこういう書き方もある、全部が全部じゃないとは理解していますので、そこら辺で何かうまい表現があれば対応していただければと思います。</p>
事務局	<p>やみくもにやるということではなくて、ケースバイケースでやっていただく場合を想定して記載しております。ただ、判断は事業者自体に考えていただくような形になるのですが、前回の意見にありました、事業者だけで判断するんじゃないですよというところを書かせていただいたイメージにしたのですが、分かりづらいでしょうか。</p>
B委員	<p>後半に十分に協議することと書いてあることで、そこが包含されていてということと理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>繰り返しになるのですが、必要に応じて十分に協議を行うこととしてバランスが取れていると思います。後ろの方に行くと、必要に応じて検討することとか、二重にふわふわした表現のところがあるので、その辺りまたチェックをしたいと思います。</p>

C委員	<p><b>【2個別的事項について（1）大気質・騒音】</b></p> <p>今回の事業については、配慮書の中から既設道路のところ、新しく造る部分は2車線、2車線に対して、既設道路が1車線になってしまって、北九州側では枝光戸畑道路も含めてネットワークの形成が進んでいますけれども、なかなか下関側には不安があるということで、従来から本体部分ですか、事業者が行う部分は渋滞が懸念されないのだけれども、それ以外のところがちょっと不安定だということで意見を出して、それについて記載していただきました。1点目の確認なのですが、一番最後に生活環境への影響が少なくなるよう十分な配慮を行うこととありますが、この配慮の要請が当該事業の実施者に限定されるものか、あるいは1全般についての（3）都市計画決定権者がありますので、そこに含まれるものかというところのお尋ねです。と言いますが、おそらく渋滞等が発生する部分について、事業者が実施するランプ部分であるとかそういった部分の改良で吸収可能な部分というのはおそらくそんなにはないのではないかと思います。対策が必要な部分はむしろ既設道路であって、それは事業の実施者が県内になるかもしれませんが、そうでなかった場合、事業の実施者が対応可能な範囲を超えるかもしれない。1全般についての（3）があるので、十分な配慮を行うことという文言が、都市計画決定権者も含めて及んでいただけると解されるならいいですけど、そうでなければ少し表現の検討が必要じゃないかと思いました。</p>
事務局	<p>1全般の（3）と重なるところがあり、1全般の（3）とこの個別的事項の（1）大気質のアの部分をどういうふうに分けるべきなのか、合わせてセットとするか、または事務局でも話が出たのですが、答申案ではあえて分けさせていただいています。（1）大気質アの部分については、事業者にある程度主眼を置いて書かせていただいています。本体部分の下北道路だけで対応できるものは限定的になってくるので、そういう意味では、1全般の（3）と同様に、都市計画決定権者も含めた形で、そちらと連携してやってくださいというようなものを入れた方が、もしかしたら主旨に合うかなと、委員のご意見を聞いて思いました。</p>

C委員	<p>もう一点気になっているのが、今回、都市計画決定権者という文言がありますが、これが山口県知事になると思います。一方、今後もしかすると既設道路の接続位置に関する設計については、県ではない都市計画決定権者が現れてくる可能性が出てくると思います。そうすると事業者に必要な配慮を行うことで、都市計画決定権者に適切な対応を行うように求めるのと同時に、関係機関に対して十分配慮を行うよう求めるものとした表現の方がいいのかなと、今説明をお聞きして思いました。1全般の(3)は、本来事業者でなく、都市計画決定権者がアセスメントを行っておりますので、都市計画決定権者にことさらに対応を求めたものです。2個別の大気質・騒音の部分の道路の接続位置については、事業者並びに都市計画決定権者である県ですか、それ以外の別事業になるのか、都市計画決定権者も含めた関係機関に十分な配慮を行うことということで、生活環境への影響が少なくなるよう関係機関も含め、というような表現を入れていただけるといいのかなと思いました。</p>
事務局	<p>1全般の(3)については、前回までの審議会において説明をいただいていた都市計画決定権者が、だいたい事業者が実施しますというような話を繰り返していましたので、委員からの意見を基にして都市計画決定権者を主体に出した意見になります。この2個別の大気質・騒音につきましては、本体の下北道路を実施される事業者に向けてのメッセージとは言いながら、事業者だけでなく並びに都市計画決定権者を含めた関係機関とも連携して、十分配慮を行うことなどの表現にして、対象者を幅広にして書かせていただこうと思います。</p>
会長	<p>それではイに移ります。最後が検討することとなっているのですが、このあたり会場の皆さんいかがでしょうか。この部分はこの表現でということにいたします。事務局は意見を出された委員に再度確認をお願いします。続いてウに移ります。</p>
A委員	<p>ウ遮音壁について、結構な壁ができる、今まで無いような威圧感</p>

	<p>があるような感じがしますが、遮音するためですので、適切に設計することで検討することではないので、これでいいと思います。1全般の（1）にある分かりやすく丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うことにも繋がるのでこれでいいと思います。</p>
D委員	<p>（1）大気質・騒音について、環境省の中央審議会の部会名をみますと、大気・騒音・振動となっており、振動を入れた方が、住民の皆さんの思いや他とのバランスが取れると思います。道路事業では当然振動も出ると思うので、騒音・振動とした方が幅広い印象が出ると思います。</p>
事務局	<p>タイトルについてのご意見ですが、前回までの資料として大気質と騒音としており、遮音壁に対する意見については騒音として捉えていました。委員のご意見のとおり、環境アセスメント項目には振動もあります。振動については、当初の調査の段階から基準を超えるようなポイントがなく、あまり注目していなかったところですが、供用による車の走行や工事の実施による振動は影響しますし、騒音と振動はセットになってきますので、委員の皆さんから今回その旨で相違ないという意見をいただけるなら、振動を加えたタイトルに変更いたします。</p>
会長	<p>振動にフォーカスした表現はないですが、生活環境への影響には振動も当然含まれますので、振動も含めて幅広なタイトルにしていいただければと思います。</p>
会長	<p>【2個別的事項について（2）水質】 水質や水の濁りについては、様々なご意見がありました。都市計画決定権者の見解、回答がかなりしっかりしてしまして、こういう基準もあります、こういう事例もあります、こういうふうを実施します等回答が明確だったので、最初事務局から示された案では項目が無かったんですけど、無いというのはないだろうと追加しました。細かいところですけど、積極的に取り入れてといるところ、色んなやれることがあるので、最大限取り入れてといる、もうちょっと強いといると変ですけど、しっかりやるとい</p>

	<p>るのだからしっかりやって下さいよというメッセージは伝えるようにしていただきたいと思います。</p>
E委員	<p>可能であれば、海面汚濁防止の徹底とかそういった文言を入れて欲しかったのですが、別に問題ないということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>海の海面ですか、海面汚濁防止も含めてということですか。</p>
E委員	<p>そこは別に問題ないとして、何も入れなかったということなのでしょうか。</p>
会長	<p>たぶん私の土砂と一緒に、都市計画決定権者の回答がしっかりとした模範回答が来ているから入らなかったと思うのですが、委員として懸念事項があるのであれば、そのところはしっかり書き加えていただきたいと思います。</p>
E委員	<p>強い潮流が発生するので、最新の汚濁防止措置が必要になる可能性もありますので、その懸念があるということで、海面汚濁防止の徹底というのはどうかなと思います。</p>
会長	<p>以前おっしゃっていたような水質の濁りの拡散防止、海面汚濁防止措置について、潮流が発生する条件下での汚濁防止について徹底するというふうな対応になりますかね。</p>
E委員	<p>はい、その通りです。</p>
事務局	<p>委員から事前にいただいていた水質、水の濁りの項目で、今ご意見をいただきました。港湾の話だけじゃなくて、工事全般においては潮流が発生する、強い潮流がある条件下の工事等もありますので、その部分についての海面汚濁防止についての項目、先ほど説明させてもらった水質の部分とは切り離した意見として、(2)水質をアとイに分けるような形で、潮流の存在下における海面汚濁防止の徹底という表現を入れさせていただく形で準備いたしましょうか。今ある案に追加で書くのではなくて、もう1個項</p>



	目を増やして書かせていただいた方が意味合いとしてはよろしいでしょうか。
E委員	どちらでも結構です。
会長	かたや山から流れてくるもの。もう一つは海の底から湧き上がるものなので、別の項目で対応した方がいい。
事務局	今、お示しした答申案にある大雨等による自然災害ものについてはアという形で書かせていただいて、もう一つイという形で、潮流が発生する条件下での汚濁防止の部分についての表現も、委員の前回出していただいている意見を中心に作成させていただきます。
会長	あと化学物質の方は大丈夫ですかという意見がありましたが、それにつきましては 都市計画決定権者が有害物質の使用は想定していないという回答でしたので、そこのところは言及しなくて大丈夫だと思います。土壌などについて、農学部の先生からご心配な点とかご意見ありましたらお願いします。
F委員	特にないというか、最初は橋のことしか考えてなかったのですが、自分の意見出でてこれで十分かなと思っていたのですが、動物を専門にされていて、特に鹿とかイノシシとか害獣といわれるものを相手にやってきたので、このエリアだとよく分からないけど鹿が結構いるので、鹿が高速道路に入って事故に遭うというようなことの配慮は当然盛り込まれているのだろうなとは思ったのですが、鳥の方に目が行ってしまったので、鹿とかイノシシはたぶんないと思うのですが、交通事故のことに関してはちょっと迂闊だったなと思いました。随分前になりますけど、ネクスコ中日本に呼ばれて、三重でしたか、高速道路を渡る鹿が轢かれる原因は何故か教えてくださいと言われて、現場検証したら、これは轢かれるなという感じの対応だった。トンネルの出口のところには十分な柵を設けていなかったもので、これは鹿が出てくるでしょうみたいな感じはあったので、あれから何年も経っているし、鹿

	<p>の高密度地帯では常識としてあるので、当然工事に関してもその辺りの配慮をされているのだろうなと思います。全然配慮されていないとしたら、ここだけちょっと気になりました。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。これは動物の項目というだけではなくて、ドライバーの安全にも大きく関わってくるのだと思います。</p>
F委員	<p>車が大破してしまう。</p>
会長	<p>北海道にいたことがあります。鹿とぶつかると、軽自動車は負けてしまって死者が出ることがある。本州だとそこまではないかもしれませんが、急ハンドルを切ったり、重大事故につながる可能性もあると思います。この件については、後でもう一回検討させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今の委員の意見につきましては、次の動物・生態系に入れるべきか、安全面として1全般に入れるべきか、後ほど協議させていただきます。</p>
G委員	<p><b>【2個別的事項について（3）動物・生態系】</b>          工事中的ことも考慮しないといけないですが、先ほど委員や会長から話がありましたが、動物・生態系に特に注意を払う必要があると思います。なぜかという、今山口で夜間に道路を車で走ると、夏場の場合タヌキとか野生動物が道路に入ってきて、運転に注意が必要です。先ほど委員からこの道路は鹿も入ってくる可能性があるという話がありましたので、なおさら動物・生態系の配慮に十分注意して、市民や関係者には理解してもらうような形であるべきで、表現としてはもう少し強い表現がいい。ウのところ、委員から出た話、前回の審議会でも出ましたが、市民から上がってきた意見は非常に動物・生態系について関心を持っているような感じがあると思います。工事中だけではなくて、完成後の運用にあたっての配慮を何らかの形で配慮事項には触れた方がいいかなと思います。</p>

会長	文章に反映するとしたら、3行目の最後のところの追加の現地調査のところの前に、運用開始後の文言を入れることになるのでしょうか、イメージとしては。工事が終わったら終わりという訳じゃないですよという感じで。
G委員	運用後の話というのは、自分の経験でも北海道に行った際、鹿の衝突で電車が遅延したことが複数回あった。この周辺に鹿がいるということなのでこれは大事なこととして、現地調査の後、運用後の取組みについて入れた方が適切かなと思います。
会長	事務局、そういう対応は可能ですか。
事務局	確認させてください。アの部分は、工事期間について、注目種いわゆる上位のものをどうしても中心に環境アセスメントを行いますが、それだけじゃなくて上位種が食べる、餌となる食物連鎖に関係する餌のものについても着目した方がいいよというところに主眼をおいて作成してもらいましたが、先ほどの意見は工事期間だけじゃなくて、道路として完成した後の時期の話、運用してからの話もやって下さいという、着眼点が少し違うのかなというふうにお聞きしたのですがどうでしょうか。
G委員	そうですね、前回私の発言では工事中の話、前回の審議会及び今日の審議会での意見を聞いて、運用後の話も入れたいけど複雑になると思い意見として言わなかったけど、完成後の話も述べたほうがいいかなと今は考えています。
事務局	そうであれば、今のアとしては工事期間、上位種である注目種だけではなくて、下位の餌になるものも含めて考えましょうということと、それとは別に先ほど委員からの意見にもあったような運用後についての安全面というものの2つに分けて考えるという考えで間違いはないですか。
G委員	そうですね、それでいいと思います。

事務局	可能であれば、(3) 動物・生態系のアの部分について、どうかというご意見をいただきたい。それと合わせて、運用面において、動物、ドライバーの安全面を含めた安全面の措置をきちんと行うことというような表現を、別途、この動物・生態系がいいのか、1 全般の場所がいいのかということになってきますが、もう一項目プラスして書かせていただくという考えでよろしいですか。
G 委員	そうですね、アの部分でもいいし、分けて考えることもできるのでどちらでもいいです。
会長	確かに、先ほどの鹿の侵入に関する委員の話は設計段階からのことも含まれていますし、今の話は工事の後の話も含まれているので、個別のところより全般のところ、設計する時、それから運用する時はこういう注意が必要ということで、全般の中に入れた方がきっちりメッセージは伝わるかなというふうに思いますけどいかがでしょうか。
G 委員	いいです、了解です。
会長	他の委員もそういう方向で理解いただけますでしょうか。
F 委員	鳥の方ばかりに気をとられていて申し訳ありません。鹿というのは保護の対象ではなくて、山口県の県獣でありますけど、増えすぎて農林の被害が深刻なので減ってくれた方がありがたいところ。ただ交通事故になりますと、死に方としては悲惨ですし、ドライバーにも非常に大きな影響を与えてしまうので、ここで言及しておいた方がいいかなと思いました。
会長	動物への影響というよりも、道路そのものの価値に関わるということで、全般のところにもまとめて入れていただくようにしたいと思います。
事務局	今の委員と会長からの意見を踏まえて、もともと鹿をイメージし

	<p>たご意見ではありましたが、道路の運用、供用後の動物の侵入に対する安全面についての表現については、全般の方で用意させていただこうと思います。</p>
会長	<p>特に設計段階からきちんとしないといけないと委員からご意見いただいていますので、そこが伝わるようお願いします。</p>
事務局	<p>了解いたしました。</p>
会長	<p>アで委員がもう少し強く言えないかとおっしゃっていました。必要に応じて検討するになっているので、必要に応じてを、実施することという表現のほうが私はいいかと思います。委員の皆さんがご賛同いただけるなら、事務局に修正いただきたいと思います。ではその様をお願いいたします。</p> <p>イにつきましては、私の言ったことをそのまま書いていただいてまして、必要に応じてとありますが、追加の環境保全措置を講じることと具体的な内容になっているので、私としてはこれでいいと思いますが、委員の皆様、どなたかご意見ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、ウのバードストライクについてお願いします。</p>
H委員	<p>これまで環境アセスメント、かなり詳細に検討されている中で、市民の方から予見されない心配事がたくさんあったので、あえてこういう表現で安心いただければいいんじゃないかと思います。なぜならば、日本の場合は長大橋の建設が多々ある中で、そういった事例が多かったのか、少なかったのか、そういった余計な不安を取り除くために、こういう表現で対処してやっていただければ問題ないんじゃないかという思いで発言しました。この表現でよろしいかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。思いを伝えるのであれば、努めることというよりも、より効果のあるものとするところくらい言わないと、努力目標みたいにとられると残念かなと思いますので、そういう表現にさせていただくということによろしいでしょうか。オンライ</p>

	<p>ンの方いかがでしょう。このところ、多分一般市民の方は非常に興味のあるところですし、何かあれば目につくところだと思いますので、答申する時もこの辺りは語気を強めるというか、表現ぶりを考えながら伝えたいと思います。</p>
C委員	<p>【2個別的事項について（4）景観】</p> <p>もしよろしければ少し追記で、橋梁部分についてはの後に、景観に大きな変化を与え、その低減は困難と予測されることから等の文章を入れていただけるとありがたいと思います。と言いますのは、今回モニタージュ写真等出ていまして、準備書の中では、眺望景観が変化による影響は低減されると予測すると書いているので、どう対応するかを聞いたら、緑色に塗ると回答がありました。明らかに低減されないと言っているにもかかわらず、低減されると予測されると書いてあるのをそのまま見過ごすのもいかなものかと思しますので、後段部分は主旨を汲んでいただいとうまい表現だと思いますけれども、その前に低減されると予測されると書いているけど、そうではないのではないかというメッセージをもし可能であれば加えていただければと思います。よろしくご検討ください。</p>
事務局	<p>聞き取れなかったところがありますので、追加する文言をもう一度お願いいたします。</p>
C委員	<p>橋梁部分についてはの後に、景観に大きな変化を与え、その低減は困難と予測されることからを入れてもらい、あとは周辺景観と調和したというふうに続きます。</p>
会長	<p>一回できたものは取り返しがつかないと、事前に事務局と議論したんですけど、なかなかできたものに対する評価は見る人の興味によって変わってくるもの。本当に景色に溶け込んでくるのかどうか。</p>
C委員	<p>この写真では、低減はどう考えても無理だと思います。</p>

H委員	<p>近年の傾向で、環境に馴染みやすいとか、何が環境に馴染むのかということがあるんですけど、例えばアメリカの金門橋のように真っ赤な橋が、言ってみれば88年前に出来た橋がいまだに観光資産になっていることをみると、当時の方が赤色に塗りたいかというより防食の為に赤色に塗っただけなんですけども、それが観光資産になっているというわけです。例えば本四連絡橋なんかは、みんなグレーか緑色に近い色であり特徴がないですね。橋の形でそれぞれ特徴を持っているんですけど、あれがもし別の色だったら、もっとアピールするのではないかと思います。北九州市に若戸大橋ができて、あの赤色が復興のシンボルじゃないですけども、かなり鮮烈なイメージがあって、いまだにあの赤色をなんとなく感じるかですけども、戸畑・八幡の人たちはあれを見ると北九州に帰ってきたという実感が芽生えるみたいです。そういう意味で、必ずしも景観に馴染むという言葉の中で、緑色に塗ることが、本当に観光資源なりシンボルにしようと思うのであれば、もっと奇抜な色でもひょっとしたら良いのかなという思いがありまして、環境に馴染むことが正しいのかどうかも含めて、市民の皆さまや有識者の意見を聞いてみると、本当の意味での関門の観光資源になり得るかなとあえてそういうふうに申し上げた次第です。</p>
会長	<p>今のお二方の意見のように、見地によって考え方が180度違ってくるのですよね。事務局もかなり苦悩のあげく、後半の書きぶりになっているかと思います。市民に愛される、市民の意見を踏まえ、親しみを持つような、そういう言葉を重ねて書いていただいています。</p>
C委員	<p>景観については、エイジングという効果があるんですね。例えばシドニーのオペラハウス、今は景観名所ですけど、できた当初は住民から大反対が起こった。長年かけているうちに、自分の街のシンボルだと愛着が生まれてくるのです。その意味では、長年かけて形成された景観というのは、後になって復興できない貴重な価値がありますので、それを保全することには私は価値があると思っています。ただ今回の場合、それに重大な影響を与えて変わ</p>

	<p>ってしまうということがやむを得ない状況。先ほど委員のおっしゃったように、新たにできる橋が市民の方にとって愛着が持てるように、できるだけ溶け込んで、愛着を持って愛されるようになっていただく期間ができるだけ短いようにということが大事ではないかと思います。観光資源にという話もありましたけども、個人的には一番大事なのは、住民にとっての景観、市民にとっての景観、そこに愛着を持つ人にとっての景観だと思いますので、この市民に親しみの増すように、できるだけ早く受け入れられて愛される景観になるように、できれば出来たすぐにそうなるように、そういったことに整えると、そういった表現はいいと思います。ただ、そうせざるを得ない理由というのが、やはり回復困難な影響を明らかに与えるものだからだと思うわけですね。そうでない限りは、やはり愛着を持ったものをできるだけ低減すること、環境影響評価の役割というのはそこだと思います。設計の部分では工夫すると思いますが、環境影響評価法の景観の保全という観点から、愛着を持てる景観、今回の場合、眺望景観とは別に身近な景観の保全、住民の人たちが慣れ親しんでいて、愛着がある景観をできる限り保全するということが原則ではあると思うのです。ただ、その原則がもう不可能だと、回復困難だという前提なので、こういった措置が必要ではないかというのが私の意見でした。</p>
会長	<p>なかなか難しいところです。景観に重大な影響を与えるという、二つおっしゃったうちの景観に重大な影響を与えるというところまでは皆さん依存ないと思います。その後の、その低減をすることは困難であるという前提で入られているのですけれども。</p>
C委員	<p>変化を与え、その低減は困難である。変化は必ず生じる。</p>
会長	<p>後ろの文章で繋げるところで、その影響を低減困難と言い切ってしまうしないで、少しなりとも低減させるために、後ろにあるようなデザインの検討や色の検討、そういう繋ぎにすると、前向きな答申になるんじゃないかなというふうに思ったのですけれどもいかがですか。</p>



C委員	今の主旨はどういうことでしょうか。
会長	景観を変えることは間違いないと。間違いないのだけれど、それを低減させる為にこの内容を検討してもらおうということ。
C委員	意見の主旨は、この準備書において橋を緑色に塗ることで低減出来ると書いてしまってるわけです。これは明らかに間違いで、誰がどう見たって緑色に塗ったって変化するわけです。そこはしっかり言うておかないと。強いて条件を付けるのであれば、準備書で記された方法では低減は難しいことをしっかり書いていただければと思います。
会長	一般論として、低減は困難と言ってしまうと打つ手がなくなってしまわないでしょうか。
C委員	打つ手がないわけではない。変化をするので、愛される新しい景観にすることが景観保全の、要するに愛着の持てる身近な景観の保全、人々の愛着の保全に繋がるわけです。なので、景観においては大きな変化が生じたとしても、愛着の部分については回復困難ではないです。大きな変化が生じる前提で、ただ単に調和のため緑色に塗るということではない方法をしっかりとやってくださいという主旨だと思います。私はしっかり低減困難と書いた方がいいと思いますけれども、会長の仰るように、ちょっと誤解を与えるのであれば、準備書で記された方法、実は準備書には記されていないくて、都市計画決定権者の回答した方法では、低減は困難という表現だったらいいと思います。ご検討をお願いします。
会長	そういうふうにしておかないと、低減困難と最初に言ってしまうと、その後の議論が止まってしまうというか、ダメなのかとなってしまうたら、建設的な議論ができなくなると思ったので反論してしまいました。そういうふうに繋いでください。
H委員	変化はあっても構わないというか、持論があるんですけども。

	<p>先日カイロに行った時に、上からスエズ運河を見たのですが、あれも大きな変化ですが、世界の遺産になっている。言ってみれば関門橋も、今回新関門橋ができて、新たなあれと同じようなインフラを造る以上は、環境変化はやむない部分、環境変化を起こしていい訳じゃないですけど、市民の生活も含めて良くするためのインフラ整備をやる中で、環境変化を拒むものではないかなというふうに、スエズ運河を見て思いました。これと同じようなシンボリックな橋になってくれればいいのかと思います。環境変化そのものを全て否定すると、人間が住んでいる生活はできなくなりますので、配慮することは当然なんですけれども、それを大義名分に走らせてしまうと誤った判断とか、別の方向にいつてしまうかなという部分があって、あえて市民に愛されるという部分が両面あるんだなという、変化を好む人もいるかもしれないですし。</p>
C委員	<p>なので、私は変化の削減が困難だからといって、問題解決と思っていない。新しい未来を描こうという意味で一致していると思います。</p>
会長	<p>環境審議会らしい意見交換という用語があるかもしれないですけど、きっとどこかで出てくる議論だなと思っていたことが最後に出て良かったです。最初に就任のあいさつをした時に、市民生活の利便性とそれによる環境破壊あるいは景観の変化との折り合いをつけていかないと、豊かな生活あるいは環境に調和した生活は送れないので、その辺は大変重要ですし、また読んだ人が極端な方に受け取らないような表現は考えていかなければならないと思います。</p>
会長	<p><b>【まとめ】</b>  全体について、皆様からご意見をいただきました。数々の修正意見をいただきました。これを基に事務局に修正案を作っていただいて、特に細かいところは発言いただいた委員の方に確認いただき、あるいは欠席の委員に確認いただければと思います。</p>

事務局	<p>ただ今、会長からもありましたように、今日ご意見いただいたものを踏まえまして、事務局が答申案を修正いたします。それでは、皆さんに修正箇所について確認させていただきます。まず1全般について、(3)が少し明確化するように変更します。次に動物の部分、鹿を踏まえたものとして、計画の設計段階からも含めて、供用後においても動物等の安全面、ドライバーへの安全面の対応についての措置についてのものを1全般に追記、なので1全般は4項目書かせていただくイメージでいます。</p> <p>続きまして、2個別的事項についてですが、(1)大気質・騒音のところを大気質・騒音・振動という形のタイトルに変えさせていただきます。アの部分、案では事業者だけに留まっているものを、都市計画決定権者等も含めた関係機関を含めた形の表現に変えさせていただきます。イについては、発言された委員に確認を取らせていただきます。</p> <p>続いて、(2)水質につきましましては、1つ目は積極的に取り入れてというところをもう少し強い表現に変えさせていただき、こちらをアとさせていただいた上で、追加としてイということで、港湾のもの、潮流が生じるものについての対応として、海面汚濁防止の徹底についての表現を前回の委員意見を中心に追記し、2項目にさせていただきます。</p> <p>続きまして、(3)動物・生態系になります。こちらについては、アの部分は残させていただいた上で、表現としては必要に応じてさらに検討というものではなく、講じることや実施すること等という強く求める表現に変えさせていただきます。イはそのまま、ウについては、最後の努めるというような努力目標ではなく、もうちょっと強い表現に変えさせていただこうと思います。最後に4番の景観につきましましては、先ほどいただきました意見を踏まえて、準備書においては措置を行えば影響は低減されるということを少し加味した上で、低減させるようなものを加えさせていただき、この辺りの表現は改めて事務局で考えさせていただいて、委員もしくは会長に確認していただくという形で対応したいと思っています。本日いただいた意見を取りまとめさせていただきます。ご意見あればよろしくお願いします。</p>
-----	--

B 委員	<p>(3) のウのところ、会長から環境保全措置を実施することのようによく言うということでお話があったと思います。委員のご指摘に賛同して、まず最初に措置をするところで、最初に環境保全措置を実施することと、市民から意見が上がっていたのが、何か変化が起きたときにちゃんと把握できるようにした方がいいのではないかということであったかと思いません。他のアとイについては、追加で調査をするかどうか、そういったことを求められていたことに対して、2 個別的事項の(3) のウのところですが、変化があった場合にもちゃんと向き合うというようなところも一言でも入れられたらどうかなと思ったところですがいかがでしょうか。環境保全措置を実施することの中で、何か変化が生じたと確認できた時には対応するというところで含まれているなら大丈夫だと思っております。</p>
事務局	<p>予測だけじゃなくて、過去に橋を造った時は実際どうだったかという部分と、これから事業の実施は相当先のことになるので、それまで何年間かの最新の知見とか技術が出てくるものは積極的に取り入れていきたいと思いますという部分がまず前提である上で、今のご意見は、事業実施を行う上で変化が確認されたような時を想定しての意見を追加した方がいいということによろしいですか。変化を把握できるようにした方がいいという意見もありましたので、そういうアンテナを張るような文言を入れた方がいいというようなご意見になりますでしょうか。</p>
会長	<p>事後調査的なイメージでしたか。</p>
B 委員	<p>実際、鳥の渡場でバードストライクが生じた時は、それがどこに含まれているかということなんですが。</p>
事務局	<p>そういうものが起こった時ですか。</p>
B 委員	<p>当たり前のようにそれは対応するというので、1 全般(2) の前半の環境の保全に配慮しに含まれるのでしょうか。</p>

会長	本日の意見を踏まえて、1全般のところで、道路上での野生動物との衝突について書いてもらいますが、そこに合わせて書いてもらう。設計と運用後のどちらも大事。これはこれで残して、1全般の方に合わせて書いてもらう。
事務局	先ほどご意見としていただいたのは、鹿がイメージしやすいということだったんですけど、鹿に限らず、様々な動物を踏まえて、道路に侵入する可能性があるような、鳥類なら飛んでくる可能性があるのも踏まえた、安全面の対応を入れるようにしたいと思います。こちらは1全般に書かせていただきます。
F委員	私が申し上げたことは不要だったかもと懸念しています。というのは、もはや常識だと思うので、いちいちそんなことを言わなくても分かっているよということかもしれないです。
会長	常識ですけど言われなければ、これ幸いと思われるかもしれない。開発する人を悪く言いたくはないですけど、繰り返し言うということは大事なんじゃないかと思えますし、審議会が軽く見ていると思われることも残念なので、しっかりと書いていただければと思います。 予想以上に修正が必要になってきますが、事務局には急ぎ委員に確認すべき部分は確認いただいた上で、会長である私のところに修正案を送ってもらい、最終的な確認は会長に一任いただければと思いますがいかがでしょうか。
一同	異議なし